

お客様各位

ブラジル向け木材梱包利用時における申告義務の件

前略、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度ブラジル農畜産業保護局規範命令の強化に伴うブラジル税関システム SISCARGA の仕様変更に伴い、マニフェスト情報に於いて木材梱包材の対応状況を申告する事が義務付けられました。

つきましては、下記情報を必ず、ドックレシート、SHIPPING INSTRUCTION などの船積み書類に表記いただけますようお願い申し上げます。

- Not – treated and not-certified (未対応、証明書未発行)
- Processed (加工済み木材を利用)
- Treated and certified (対応・マーキング済み)
- Not Applicable (in case it is not used wooden materials) (規制対象となる木材梱包材無し)

対象貨物 : ブラジル向け貨物

適用開始日 : 即時適用

草々

参照 :

ブラジル農畜産業保護局(SDA) ウェブサイト

<http://www.agricultura.gov.br/portal/page/portal/Internet-MAPA/pagina-inicial>

国際連合食糧農業機関(FAO) ウェブサイト

<http://www.fao.org/home/en/>

JETRO 木材梱包材で貨物を送る際の規制 : ブラジル向け輸出

<http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-000952.html>

お問い合わせは、弊社各営業担当までお願いいたします。